

大学共同利用機関法人自然科学研究機構公開講座講習料規程

平成21年5月28日

自機規程第81号

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構が実施する公開講座において講習料を徴収する場合の取扱いについて定めることを目的とする。

第2条 講習料の額は、別表のとおりとする。ただし、別表の額によらない場合は、その都度機構長の承認を得るものとする。

第3条 講習料は、受講の申請を受理するときに徴収するものとする。

第4条 既納の講習料は、返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由又は本機構の都合により公開講座の全部又は一部を中止した時は、講習料の全部又は一部に相当する額を返還することができる。

附 則

この規程は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

別表

1 講座当たりの時間数	公開講座講習料
5 時間以下	円 5, 4 0 0
5 時間を超え 1 0 時間以下	6, 5 0 0
1 0 時間を超え 1 5 時間以下	7, 5 0 0
1 5 時間を超え 2 0 時間以下	8, 6 0 0
2 0 時間を超え 2 5 時間以下	9, 6 0 0
2 5 時間を超え 3 0 時間以下	1 0, 7 0 0
3 0 時間を超え 3 5 時間以下	1 1, 7 0 0
3 5 時間を超え 4 0 時間以下	1 2, 8 0 0
4 0 時間を超え 4 5 時間以下	1 3, 8 0 0
4 5 時間を超え 5 0 時間以下	1 4, 9 0 0
5 0 時間を超え 5 5 時間以下	1 5, 9 0 0
5 5 時間を超え 6 0 時間以下	1 7, 0 0 0
6 0 時間を超え 6 5 時間以下	1 8, 0 0 0
6 5 時間を超え 7 0 時間以下	1 9, 1 0 0
7 0 時間を超え 7 5 時間以下	2 0, 1 0 0
7 5 時間を超え 8 0 時間以下	2 1, 2 0 0
8 0 時間を超え 8 5 時間以下	2 2, 2 0 0
8 5 時間を超え 9 0 時間以下	2 3, 3 0 0
9 0 時間を超え 9 5 時間以下	2 4, 3 0 0
9 5 時間を超え 1 0 0 時間以下	2 5, 4 0 0
1 0 0 時間を超え 1 0 5 時間以下	2 6, 4 0 0
1 0 5 時間を超え 1 1 0 時間以下	2 7, 4 0 0